

ケアホーム 日なた家 運営規程

(認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 株式会社ハートピアが開設する認知症対応型共同生活介護事業所「ケアホーム日なた家」(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め「事業所」の職員が入居されている高齢者に対し、適正な介護サービス等を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 1. 「事業者」は要介護者であって認知症の状態にある者(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者を除く。以下同じ)について、施設内において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活ができるように努める。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び定員)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 「ケアホーム 日なた家」
- (2) 所在地 茨城県水戸市酒門町1739番地
- (3) 定員 27名(1ユニット9名×3ユニット)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名
事業所の職員を代表する。
- (2) 管理者 2名
管理者は事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。
- (3) 計画作成担当者 2名(管理者と兼務)
共同生活居住ごとに、認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- (4) 介護職員 20名(内2名は管理者・計画作成担当者兼務を可能とする)
介護従事者は、共同生活居住ごとに利用者に対し適切な介護及び支援を行う。
なお、員数については「指定地域密着型介護サービスの事業の員数、設備及び運営に関する基準」を満たす人員を配置するものとする。

(入居に当たっての相互の留意・遵守事項)

- 第5条 1. 指定認知症対応型共同生活介護は、要支援2・要介護者であって認知症の状態にある者のうち少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供するものとする。
2. 事業者は、利用申込者の入居に際しては、主治医の診断書などにより当該入居申込者が認知症の状態にあることを確認しなければならない。
3. 事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合には、適切な他の施設、病院等を紹介するなど適切な措置を速やかに講じなければならない。
4. 入居者は、入居契約時に身元保証人をたてなければならない。
5. 身元保証人は、事業者の責任によらない居室の破損、補修等の費用について話し合いの上、負担することとする。
6. 身元保証人が住所、氏名または連絡先を変更したとき、または身元保証人が死亡等で変更するときは、速やかに事業者に申し出ること。
7. 事業者は利用者の退去の際には、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
8. 事業者は利用者の退去の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行わなければならない。
9. 事業者は利用者の退居に際しては、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
10. その他入退居、生活上の問題については、入居契約書及び管理規定によるものとする。

(入居基準)

- 第6条 ①要支援2・要介護1以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
③自傷他害の恐れがないこと

- ④常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤当該市町村の住民(被保険者)であること

(サービスの内容)

第7条 事業者は、利用者に対して介護サービスとして下記のサービスを提供する。

- ①入浴・排泄・食事・着替え等の介護
- ②日常生活 上の世話
- ③日常生活の中での機能訓練
- ④相談・援助

(入居者の記録)

第8条 事業者は、入居に際しては入居年月日及び入居しているホームの名称を、退居に際しては退居年月日を利用者の介護保険被保険者証に記載しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第9条
1. 事業者は法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
 2. 事業者は法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
 3. 事業者は前2項の支払いを受ける額の外に、次に掲げる費用の支払いを利用者から受ける。
 - (1) 食材料費 月額 34,230 円
 - (2) 理美容代 実費
 - (3) おむつ代 実費
 - (4) 管理手数料 月額 1,000 円
 - (5) その他日常生活において、その利用者に負担することが適当と認められるもの
 4. 事業者は前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(退居の基準)

- 第10条 ①要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合
- ②利用者が死亡した場合
- ③正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月分滞納したとき
- ④伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
- ⑤利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者判断したとき
- ⑥利用者が病気の治療等との他のための長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき

(緊急時の対応、方法)

- 第11条 施設の内外、時間を問わず入居者に急変が生じた場合は、速やかに主治医等に連絡する等の必要な措置を講ずることとし、その他緊急時に際しては、対応マニュアルによる等、最善の処置を講ずること。

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。
- また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期・総合的に避難救出、その他必要な訓練を行うこととする。

(苦情処理)

- 第13条 利用者からの苦情に関して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。苦情受付窓口を以下に定める。
- ①代表取締役
- ②施設長
- ③外部苦情申し立て機関

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
4. 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
5. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は利用者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(運営推進会議の設置)

第15条 提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービス、サービスの質の確保を図るために運営推進会議を設置する。

1. 構成員
 - ① 利用者または利用者の家族
 - ② 地域住民の代表者（自治会、民生委員等）
 - ③ 市職員または事業所の区域を管轄する地域包括支援センターの職員
 - ④ 認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等
2. 開催回数
概ね2ヶ月に1回程度とする
3. 会議内容
 - ① 事業所の活動状況を運営推進会議に報告し、構成員から評価を頂く
 - ② 運営推進会議から必要な要望、助言を聞くこと
4. 記録及び公表
会議の内容についての記録を作成し、公表（施設内掲示など）するものとする。

(その他、運営についての留意事項)

第16条 1. 事業者は、良質なサービスが提供できるよう、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりおこなうものとする。

- | | |
|----------|----------|
| (ア)採用時研修 | 採用後4ヶ月以内 |
| (イ)継続研修 | 年3回以上 |

2. 従業者は業務用知りえた入居者またはその家族の情報を他に漏らしてはならない。
3. 事業者は従業者が業務上知りえた入居者またはその家族の情報を漏洩しないために、従業員でなくなった後においてもこれらの情報を漏洩しない旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. 認知症対応型共同生活介護事業所の定員の範囲内で、空いている居室等を利用して短期利用型共同生活介護事業も行う。この場合は1ユニット1名を限度とし、1回は30日以内の利用期間とする。利用料は原則日割りで計算する。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ハートピアと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

| | |
|----|--|
| 付則 | この規程は平成15年4月15日から施行する。 |
| 履歴 | 平成15年4月 制定 |
| | 平成18年4月 短期利用共同生活介護事業を追加する |
| | 平成20年4月 管理者を3名とし、計画作成担当者と兼務とする。 |
| | 平成27年4月 新たに施設長を1名とする。 利用基準・退去基準を追加する。 苦情処理を追加する。 介護サービス内容を追加する。 |
| | 令和元年10月 食材料費変更 |
| | 令和6年3月 虐待の防止のための措置に関する事項を追加する。 |
| | 令和6年4月 新たに管理手数料を追加する。 |
| | 令和6年8月 管理者2名とし、計画作成担当者と兼務する。 |